

法務局地図作成事業の実施計画

背景

<全国共通の課題>

全国の都市部において、地図整備が不十分であり、不動産の流動化や防災等の公共事業の円滑な実施が妨げられている。

<大都市における課題>

大都市においては、権利関係が複雑であり、地権者の理解が得られにくく、地図整備が進んでいない。

<被災地における課題>

被災地においては、地図の未整備によって復興が妨げられており、地方自治体から地図整備を強く要望されている。



新計画

1

防災・まちづくり型 法務局地図作成事業

防災・まちづくり型法務局地図作成事業 10か年計画（令和7年度を初年度として10年間で合計 200km²）を策定し、実施

2

大都市特化型 法務局地図作成事業

地図の整備が特に困難な大都市の枢要部について、大都市特化型法務局地図作成事業 10か年計画（令和7年度を初年度として10年間で合計 30km²）を策定し、実施

3

被災地域復興型 法務局地図作成事業

東日本大震災について 第4次3か年計画（令和6年度を初年度として合計 5.4km²）を、平成28年熊本地震について 第2次5か年計画（令和7年度を初年度として合計 1.7km²）を策定し、実施



効果

<全国共通の効果>

- 防災やまちづくり事業の加速化
- 土地取引の活性化
- 全国52地区の 経済効果は、約304億円(推計値) * 予算の約9倍

<大都市における効果>

- 大規模再開発による都市の機能強化及び 経済成長の一層の促進
- 大規模商業施設・産業施設や 公共インフラ等の整備促進

<被災地における効果>

- 東日本大震災の被災地における 復興の加速化
- 平成28年熊本地震の被災地における 復興の加速化